

## 実証試験要領の改定について

### 1. 実証試験要領の改定方針（案）

実証試験要領の改定に係る基本方針

- (1) 実証申請ニーズを踏まえ、実証対象技術の対象範囲の拡充を図る。
- (2) 前年度より引き続き検討事項となっていた「実証項目・参照項目」の検討を進める。
- (3) その他（定義の明確化）

### 2. 具体的な改定点（案）

上記1. に示した改訂方針、WGでの議論を踏まえて、平成24年度実証試験要領案の策定に向けた検討を行っているところ。さらに、今後6月以降に開催する実証事業検討会で、検討する予定である。なお、現時点での改訂点（案）は、以下のとおり。

#### (1) 「実証対象技術」の対象範囲の明確化

##### ① 「実証対象技術」の範囲の拡充

反射板・拡散板に加え、高反射率塗料・高反射率内装材等を実証対象技術とする場合に、実証試験が適切に行えるかを検討する予定。

##### ② 「建物用途」への拡充

技術の建築物への用途として、業務ビル以外に、工場等も対象とする。

#### (2) 「実証項目・参照項目」の追加

##### ① コスト

指標及び試験方法の検討を進める。

##### ② グレア・演色性

それぞれの指標である「UGR」、「平均演色評価数」の値の解釈方法を記載する。

#### (3) その他（定義の明確化等）

反射板・拡散板の違いを明確化するとともに、比較対象技術の選定手続きの明確化、実証項目の区分等を明確化する。